

## ながとろビジネスコンペティション実施に係る留意事項

ながとろビジネスコンペティション（以下「コンペティション」という。）の参加の際には、長瀬町スタートアップ支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

### 第1 コンペティション参加資格

1 コンペティションに参加しようとする者は、次の条件をいずれも満たす者とします。

- (1) 長瀬町内において、起業又は新規事業（以下「起業等」という。）を行う者
- (2) 当該事業について具体的かつ実現可能な計画を提出できる者
- (3) 起業等に必要な許認可を取得している者又は今後の起業等に必要な当該許認可等を受けることが確実と認められる者
- (4) 市区町村が徴収する市町村税等を完納している者

2 次のいずれかに該当する者は、参加対象外となります。

- (1) 対象者及び同一世帯の構成員並びに従業員等の事業関係者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業等又は同法に基づく許可若しくは届け出が必要な営業を行う者
- (3) 精算手続、破産手続、厚生手続、承認援助手続又は特別精算に関する手続が開始されている者
- (4) その他町長が適当でないと認められる者

### 第2 コンペティション参加対象事業

1 コンペティション参加事業は、要綱第3条に定めるものの他、次の条件をいずれも満たす事業とします。

- (1) 事業に明確なビジョンがあり、長期的展望にたって企画しているもの。
- (2) 地域特性又は地域資源を有効に活用しているもの。
- (3) 内容が創意と工夫に富んでいるもの。
- (4) 補助金による十分な事業効果が見込まれるもの。

2 次のいずれかに該当する事業は、参加対象外となります。

- (1) 事業効果に当町への波及効果が期待できないもの。

- (2) 現状の事業の拡張（町外で行われている事業を除く）
- (3) 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動又はこれに類する事業

### 第3 コンペティションについて

#### 1 開催時期

令和3年9月7日（火）又は8日（水）のいずれか（予定）  
（詳細については令和3年9月1日（水）までに別途通知します）

#### 2 開催場所

長瀬町役場4F委員会室1

#### 3 概要

- (1) 1者あたり50分（企画提案に関する説明25分、質疑応答25分を目安）とし、審査委員に対して事業についてのプレゼンテーションを行っていただきます。
- (2) コンペティションの参加者は、1者3名以内とします。
- (3) コンペティションは、事前提出書類を用いて説明を行っていただきます。事前に提出のない資料の使用・提出は認めません。

#### 4 失格要件

次の事項のいずれかに該当した場合は、参加者を失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限・提出方法等に適合しないとき。
- (2) 提出を求められた書類に、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (3) コンペティションに出席しないとき。
- (4) その他審査の公平性に影響を与える行為をする等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

### 第4 コンペティション審査について

- 1 ながとろビジネスコンペティション審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出書類及び提案内容等を「ながとろビジネスコンペティション審査要領」に基づいて総合的に審査します。
- 2 参加者が多数あった場合は、事前に書類審査を行います。書類審査の結果は、参加者全員に通知します。
- 3 コンペティションについては、厳正に審査を行うため、要綱上の要件を満たしていた場合でも、他事業等の応募状況も含め、交付予定額が希望額に満たない場合や審査がおりない場合があります。
- 4 審査内容に関するお問い合わせ対応や公表は行いません。

### 第5 審査の観点

別紙審査表により、事業の遂行能力や事業内容の実現性、有益性等をふまえ、当町の

活性化に資する事業であるかを審査します。

## 第6 審査結果通知

審査委員会の審査による補助対象者の決定は、令和3年9月中旬を予定とし、審査結果の通知はコンペティション参加者全員に対して結果通知書により行うものとします。ただし、結果以外の審査内容については一切公表しません。

※審査前に既に事業着手したものの審査結果が不交付となった場合、当該事業にかかった経費は一切負担いたしませんので、ご注意ください。

## 第7 提出書類

コンペティションにあたっては、次により企画提案書等を提出してください。

(1) 提出書類（正本各1部に加え、②、③、④、⑤を別に各7部提出してください。）

①ながとろスタートアップ事業コンペティション参加申込書（要綱様式第1号）

②事業計画書（任意様式）

事業概要、事業実施の動機、市場調査、事業実施に必要となる要件、ターゲット、事業スケジュール、資金計画、人員体制等について記載してください。

③企画提案書（任意様式・コンペティション説明用資料）

A4版両面で20ページ（10枚）以内とし、やむを得ない場合（A4版では文字等が見えづらい場合等）のみA3版（折り込み）としてください。

④事業経費内訳表（任意様式）

A4版とし、補助金対象額及びその総額を明記し、金額は税抜としてください。

⑤過去の業務実績書（任意様式・実績がある場合）

⑥市区町村が徴収する市町村税等に滞納がないことの証明書

(2) 提出期限

令和3年8月25日（水）17時15分まで

(3) 提出方法

下記の提出先に持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分まで）又は郵送（当日消印有効）により提出してください。

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町本野上1035番地1

長瀬町企画財政課 企画財政担当

TEL 0494-66-3111（代表）

kikaku@town.nagatoro.saitama.jp

## 第8 事例について

補助対象事業は、要綱及び本留意事項のとおりしますが、参考例を示せば次のとおりです。

- (1) 町内での新規店舗開業
- (2) 町内での新規事業所設立
- (3) サテライトオフィスや子会社の事業所開設
- (4) 新たな観光施設や人の流れを生む拠点の創出
- (5) テレワークやワーケーションが受け入れ可能な新規事業・店舗開業
- (6) 町のPRに寄与し、かつ継続性のある新たなイベントの開催
- (7) 賃貸のためのアパート建設

## 第9 その他

- (1) 企画提案書の提出は、1参加者につき1案に限るものとします。
- (2) 企画提案書に記載された事項は、本業務に関する参考資料として取り扱うものとします。
- (3) 提出書類の作成・提出、コンペティション等への出席に関する一切の費用は提案者の負担とし、提出書類は返却しないものとします。
- (4) 審査を通過した事業の内容については、原則コンペティションのとおりとしますが、事業についてより効果が認められる場合に限り、双方協議の上、その内容の一部を変更することがあります。